

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」
に係る認定申請にあたっての注意事項

平成27年4月
近畿経済産業局

1. 法の概要

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」(平成18年法律第33号)(以下「法」という。)は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講ずることにより、中小企業によるものづくり基盤技術の高度化を支援するための法律です。

2. 本法の対象者の範囲

2-1. 本法における中小企業者の定義について

本法において、中小企業者であるかどうかについて、業種ごとに資本金基準と従業員基準の二つの基準があり、いずれか一方の基準を満たせば、中小企業者として本法の対象となります。

業種ごとの基準については、【表1】のとおりです。(例えば、主たる事業として営んでいる業種が製造業である場合については、資本の額又は出資の総額が3億円以下であるか、又は従業員の数が300人以下であれば対象となります。)

また、【表2】に掲げた組合及び連合会も中小企業者に該当し、本法の対象になります。

【表1】中小企業者として本法の対象となる会社及び個人の基準について

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(注)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

【表2】中小企業者として本法の対象となる組合及び連合会

組合及び連合会	中小企業者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会	特になし
鉱工業技術研究組合	直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であること

(注)企業組合及び協業組合も中小企業者として本法の対象となる。

2-2. これから創業しようとする者

事業を営んでいない個人、すなわちこれから創業しようとする者も本法を利用することができます。

2-3. みなし大企業について

みなし大企業についても、本法の認定の対象となります。

『みなし大企業の定義』:

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業(外国法人含む)の所有に属している法人
- ・大企業(外国法人含む)の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている法人

但し、本法に関連する支援措置の対象となるか否かについては、下記のとおりです。

- ①戦略的基盤技術高度化支援事業
→法認定事業者として応募することはできない。
- ②中小企業金融公庫による低利融資制度
→×優遇措置を受けられない。
(参考:中小企業金融公庫の内規にて縛り有り。)
- ③信用保証の特例
→○優遇措置を受けられる。
- ④中小企業投資育成株式会社法の特例
→○優遇措置を受けられる。
- ⑤特許料及び特許審査請求料の特例
→○優遇措置を受けられる。

3. 認定基準

- (1) i) 特定ものづくり基盤技術の高度化を図るための特定研究開発等の目標、ii) 特定研究開発等の内容及び実施期間、iii) 特定研究開発の実施に協力する事業者等並びにその協力の内容が、特定ものづくり基盤技術高度化指針に照らして適切なものであること。
- (2) 特定研究開発等の内容及び実施期間が遂行可能なものであること。
- (3) i) 特定研究開発等の実施に協力する事業者等並びにその協力の内容、ii) 特定研究開発等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法が特定研究開発等の適切かつ確実な遂行に資するものであること。

4. 申請書の提出先

申請書の提出先となる経済産業局は、「主たる研究開発等の実施場所」(本社所在地ではありません)を管轄する経済産業局となります。また、申請書は「提出先の経済産業局長」あてに提出してください。

近畿経済産業局の場合、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県が対象になります。

5. 申請書の受付期間

受付は随時行います。

戦略的基盤技術高度化支援事業への提案を予定されている場合は、公募の締め切り期日までに認定申請書を提出していただく必要があります。

6. 認定申請時に必要な書類等

- (1) 特定研究開発等に係る認定申請書(様式第1)
- (2) 中小企業者(法人の場合に限る)の定款
- (3) 中小企業者の最近2期間の事業報告、貸借対照表及び損益計算書(表2に掲げる組合及び連合会にあっては特定研究開発等計画に参加するすべての構成員分)
- (4) (3)に掲げる書類がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類

提出部数は各一通です

7. 申請書作成にあたっての相談等

認定申請書の作成にあたっての相談窓口を下記のとおり開設しております。

中小企業基盤整備機構 近畿本部 (申込制)

TEL 06-6264-8619 FAX 06-6264-8612

(詳細は機構ホームページ <http://www.smrj.go.jp/kinki/index.html> をご覧ください)